

渉外担当者が押さえておきたい！

25年度税制改正における 事業承継に関する改正ポイント

八木正宣

税理士事務所SBL
税理士

ここでは、まず従来の事業承継税制における相続税の納税猶予に関する仕組みを解説し、そのうえで平成25年度税制改正の中での事業承継に関する改正点と税制上のポイントについて見ていく。

従来の相続税の 納税猶予の仕組みと ポイントを押さえよう

**非上場企業が換金できず
経営維持が困難な状況**

(1) 制度の概要

取引相場のない株式等の相続税の納税猶予制度は、経営者の高齢化に伴って増大する事業承継問題に対し、スマートな事業承継を税制面から促す目的で、平成21年度税制改正において創設された。

その枠組みは、中小企業経営承継円滑化法の下で、贈与株式を遺留分計算の基礎財産から除外する等を内容とする民法の特例や、日

本政策金融公庫等による金融支援との三位一体で整備されたものである(図表1)。

ここで渉外担当者がまず押さえておくべきは「そもそもなぜ納税猶予が必要なのか」という点だ。株式を証券取引所に上場させていない中小企業にとって、会社を引き継ぎ、事業を継続させ、安定化するわけにはいかない財産である。しかし、売却できないそのままには評価額が付されて相続税が課せられ、その相続税を納める

ための納税資金を準備しなければならない。しかしながら、中小企業経営者は、私財を会社へ投入しており、納税資金が準備できていないケースが多くある。

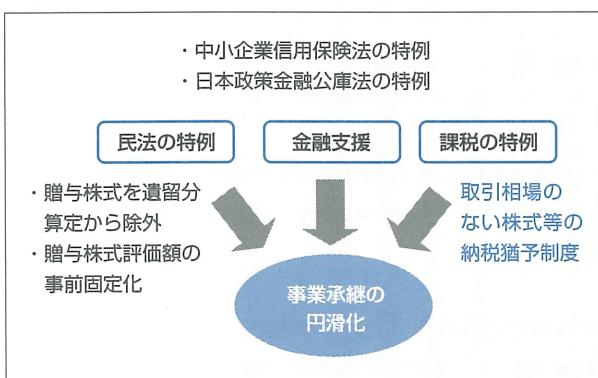
このように、中小企業の多くが自社株式を非上場で容易に換金できず、経営権を維持できないという問題が、納税猶予の必要性を理解する大きなポイントだ。

**会社区分によつて
評価方法が異なる点に注意**

(2) 自社株の評価方法

では次に、自社株がどのような方法で評価されているのか見ていく。

図表1 中小企業経営承継円滑化法のスキーム



相続税を計算する際の自社株式の評価方法は、会社の規模、財務状況や類似する上場会社の株価などに応じて細かく評価方法が定められている。時価を特定しにくく、すぐに換価しにくい財産であるため保守的になるべく低い価額で評価されるようになっている。

具体的な評価方法は、まず評価する会社を、業種別に従業員数、総資産額および売上高の組合せ

図表2 会社規模の区分方法

〈総資産基準〉

総資産額			従業員数				
卸売業	小売・サービス業	その他の業種	5人以下	30人以下	50人以下	99人以下	100人以上
20億円以上	10億円以上	10億円以上					大会社
14億円以上	7億円以上	7億円以上				中会社(大)	
7億円以上	4億円以上	4億円以上			中会社(中)		
7000万円以上	4000万円以上	5000万円以上					
7000万円未満	4000万円未満	5000万円未満	小会社	中会社(小)			

どちらか大きいほうの会社規模を採用する

〈取引金額基準〉

取引金額			会社規模
卸売業	小売・サービ	その他の業種	
80億円以上	20億円以上	20億円以上	大会社
50億円以上	12億円以上	14億円以上	中会社(大)
25億円以上	6億円以上	7億円以上	中会社(中)
2億円以上	6000万円以上	8000万円以上	中会社(小)
2億円未満	6000万円未満	8000万円未満	小会社

図表3 原則的評価方法のまとめ

●大会社の場合

- 類似業種比準価額
- 純資産価額

} 少ないほうを採用

●中会社の場合

- 併用方式による価額
- 純資産価額

} 少ないほうを採用

●小会社の場合

- 類似業種比準価額×0.5+純資産価額×0.5
- 純資産価額

} 少ないほうを採用

により大会社、中会社、小会社のいずれかに区分する。なお、中会社は併用方式におけるLの割合の設定上、大中小の三つに分類される（図表2）。

大会社は、原則として類似業種比準方式により評価する。類似業種比準方式は、上場する類似業種の株価を基に、評価する会社の株当たりの配当金額、利益金額お

よび純資産価額の三つで比準して評価する方法。大会社に区分される会社は、上場会社に匹敵する程に規模が大きいため、その事業内容が類似する上場会社の株価を参考に評価することとしている。

ただし評価額が不当に高く評価されないよう、類似業種比準価額よりも純資産価額が低ければ、その低い純資産価額が採用される。

小会社は、原則として純資産価額方式による。純資産価額方式は、発行会社が相続発生時に清算した場合に株主に分配される正味財産価値をもって、株式の相続税評価額と考える評価方法だ。会社の資産および負債を相続税評価額に置き直して、資産合計から負債合計および評価差額に対する法人税等相当額を差し引いた残りの金

額により評価する。

ただし評価額が不当に高く評価されないように、純資産価額よりも、Lの割合を0・5とした併用方式により算出された価額が低ければ、その低い併用方式による価額が採用される。

中会社は、併用方式により評価する。類似業種比準方式と純資産価額方式のそれぞれの方式により評価した価額にLの割合を加味して評価額を求める方式をいう。算式は、類似業種比準価額×L+純資産価額×(1-L)となる。

Lの割合は、中会社(大)の区分で0・9、(中)の区分で0・75、(小)では0・6となる。ただし評価額が不当に高く評価されないよう、併用方式による算出価額よりも純資産価額が低ければ、その低い純資産価額が採用される。

取得した自社株の8割の相続税納税を猶予

(3) 相続税の納税猶予制度の内容

事業承継税制の骨子は、親族である後継者の相続税のうち、相続

図表4 相続税の納税猶予額の計算例 (単位：万円)

計算項目	通常の相続税※1	自社株式の20%
自社株式※2 → Aが取得	60,000	12,000
その他→Bが取得	20,000	20,000
合計	80,000	32,000
基礎控除	-4,200	-4,200
課税価格	75,800	27,800
相続税の総額	28,500	7,720
(うちAの相続税)	21,375	2,895

※1 Aは納税猶予対象の株式のみ取得のため、納税猶予の対象となつた株式のみを相続したと仮定した場合の相続税と同額となる。

※2 自社株式のすべてが納税猶予対象株式とする。

図表5 中小企業基本法に規定する「中小企業」

業種		資本金・従業員数のどちらか	
製造業	ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
	その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	
	小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	ソフトウェア、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5,000万円以下	200人以下
	その他	5,000万円以下	100人以下

億円（うち自社株式6億円）で、後継者である相続人Aが自社株式、後継者でない相続人Bがその他の財産を取得した場合の後継者Aの納税猶予される相続税額を求めてみる。

後継者が納税猶予の対象となつた自社株式のみを相続したと仮定した場合の相続税は、今回の前提条件では、通常の相続税計算による相続税と同額となるため、2億1375万円となる。次に後継者Aがその自社株式の20%を相続したと仮定して計算した場合の相続税は2895万円となり、差額の1億8480万円が後継者Aの納税猶予される相続税となる。

このように納税猶予される相続税は、大きな節税効果が期待できるところはあるが、あくまでも税猶予される相続税となる。現行の取扱いでは、後継者が負担する債務や葬式費用はその自社株式から控除された金額となる。

（図表4）。被相続人の財産が8割の相続税猶予制度があるが、今回は割愛する。

納税猶予額は、後継者が納税猶予の対象となつた自社株式のみを相続したと仮定した場合の相続税から、その対象となつた自社株式

の20%相当額を相続した場合の相続税を控除した金額となる。

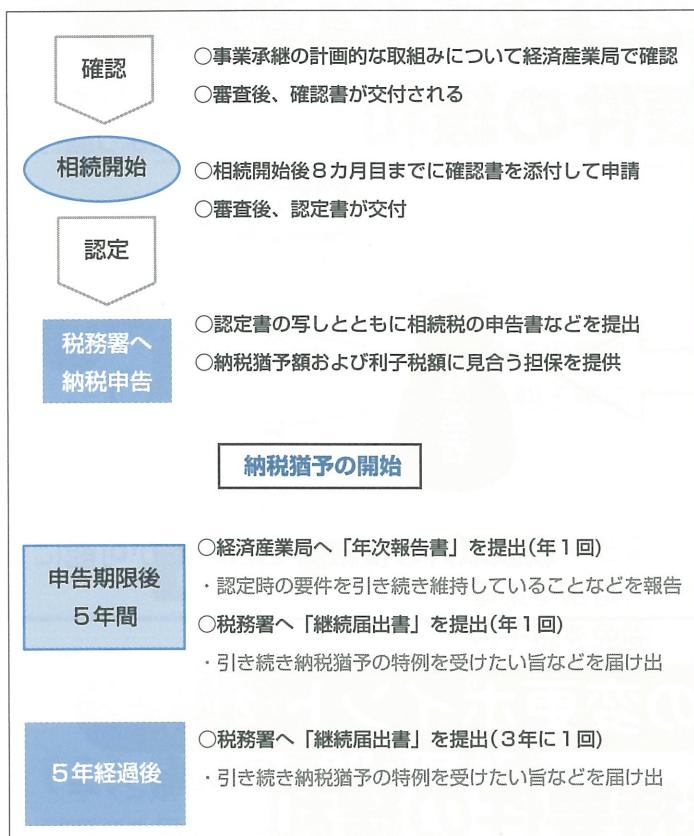
具体的な計算式で考えてみたい

いるが、改正により自社株式から控除されないこととなつた。

業承継者が死亡するまで保有し続けた場合に、やつと猶予された税額が免除される。

特集 いま実践したい「事業承継」アドバイス

図表 6 相続税の納税猶予についての手続き



相続税の申告後も一定の要件を満たすことが必要

(4) 納税猶予を受けるための要件

この制度を活用した場合の相続税の節税効果は大きいが、次の要件を満たすことが必要となる。

・ 中小企業基本法に規定する非上場の「中小企業」で、風俗営業会社でない（図表5）
・ 従業員が1人以上である

・資産管理会社に該当しない
※資産管理会社とは、総資産に上
める非事業用資産の割合が70%以
上の会社や、総収入金額に占める
非事業用資産の運用収入の割合が
75%以上の会社である。つまり、
事業実態に乏しい会社を指す。個
人資産の管理を行う法人を利用する
ことによる、租税回避行為を防
止する措置である。
②現経営者に関する要件
・会社の代表者である

・相続開始直前において、現経営者の親族グループで総議決権数の過半数を保有し、かつこれらの者の中で筆頭株主である

- ・ 猶予対象株式を継続保有していくこと
- ・ 資産管理会社に該当しないこと

・猶予対象株式を継続保有していくこと

・資産管理会社に該当しないこと
は、猶予されていた税額の納付が
なお、後継者が死亡した場合に

・相続開始時において、後継者の親族グループで総議決権数の過半数を保有し、かつこれらの者の中

④事業継続に関する要件

続税の申告後も一定の要件を満たすことが必要だ。満たせなくなつた場合には、猶予税額の全額（5

場合には、その譲渡株式に対応する部分の納付が必要となる。

○相続税申告期限後5年間

・後継者が会社の代表者であり筆頭株主であること

- ・雇用の8割以上を維持していること
- ・上場会社、風俗営業会社に該当しないこと

相続税・贈与税の納税猶予を受けるためには「経済産業大臣の認定」「経済産業大臣の認定」「税務署への納税申告」の手続きが必要となる。

現経営者の存命中に手続きを始めておかなければならぬので注意が必要だ（図表6）。

株式の全部を譲渡した場合、次の後継者に猶予対象株式を生前贈与して贈与税の納税猶予を受ける場合には、一定の猶予税額が免除されれる。

(5) 事業承継税制を受けるための手続き

相続税・贈与税の納税猶予を受けるためには「経済産業大臣の認定」「税務署への納税申告」の手続きが必要となる。

現経営者の存命中に手続きを始めておかなければならぬので注意が必要だ（図表6）。

事業承継税制の変更ポイント①

後継者要件の緩和

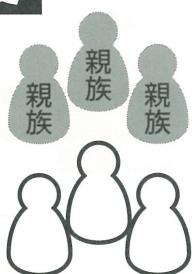
※平成27年
1月より施行

現行



後継者は現経営者の親族に限定されていた

改正後



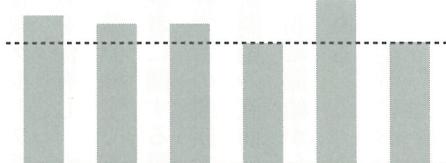
親族以外の後継者でも承継が可能に

事業承継税制の変更ポイント②

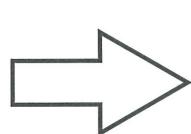
雇用8割維持要件の緩和

※平成27年
1月より施行

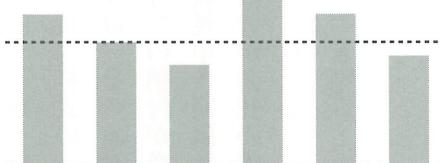
現行



相続時の雇用の8割以上を5年間毎年維持しなければならなかった



改正後



5年間の平均で8割以上を維持に緩和され、業績の変動に合わせた柔軟な人事政策が行える

現行の制度では、後継者は現経営者の親族に限定されていたが、

①後継者要件の緩和

の変更点について見ていく。

平成25年度税制改正では、適用要件が厳しく利用件数の増えなかつた事業承継税制について、適用要件が大幅に緩和された。施行時期は、相続税の改正と併せて平成27年1月からとなる。今後、活用の増加が見込まれる事業承継税制

事業承継税制の適用要件が大幅に緩和

平成25年度の
税制改正における
変更点を押さえよう

事業承継税制の変更ポイント③

納税猶予打ち切りリスクの緩和

※平成27年
1月より施行

(1) 利子税負担を軽減

- 現行** ... 納税猶予の要件を満たせずに打ち切りの際は、納税猶予額に加え利子税の支払い（利子税率は2.1%）が必要
- ↓
- 改正後** ... *①利子税率を2.1%→0.9%に引下げ
*②事業承継後、5年が経過していれば、その5年間分の利子税を免除

(2) 事業の再出発に配慮

- 現行** ... 相続・贈与から5年後以降は後継者の死亡または会社倒産でないと納税免除はされない
- ↓
- 改正後** ... *民事再生計画の認可決定等にあった場合には、納税額を再計算し納税猶予を継続する特例を創設

*すでに事業承継税制を利用している方でも適用可能

改正により親族以外にも承継可能となつた。親族に限らず適任者を後継者にという合理的な思考が取り入れられた形だ。

②雇用8割維持要件の緩和

納税猶予の継続要件のうち雇用確保要件について、現行では相続または贈与開始時の雇用の8割以上を5年間毎年維持しなければならなかつたが、改正により5年間の平均で「8割以上の雇用維持」に緩和され、毎年の業績変動により柔軟な人事政策を行うことが可能になつた。

また、雇用確保要件が満たされず経済産業大臣の認定が取り消されて、納税猶予税額を納付しなければならないときには、延納または物納の適用を選択することができることができる規定が設けられた。

③納税猶予打ち切りリスクの緩和

現行では、要件を満たさなくなつた場合、納税猶予額に加え利子税の支払いが必要だったが、利子税率が引き下げられ、事業承継後5年経過していればその5年間の利子税が免除されることに。また民事再生・会社更生・中小企業再

事業承継税制の変更ポイント④

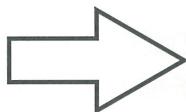
事前確認制度の廃止

※平成25年
4月より施行

- 納税猶予を受けるためには、経済産業大臣の「認定」を受けることが大前提

現行

「認定」を受けるにあたり相続開始前に「事前確認」が必要だった



改正後

「事前確認制度」を廃止。加えて税務署への提出書類も大幅に簡略化され、手続きが非常に楽に行えるようになった

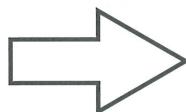
事業承継税制の変更ポイント⑤

債務控除方式の変更

※平成27年
1月より施行

現行

猶予税額を計算する際、現経営者の個人債務・葬式費用を自社株式から控除するため、猶予税額が少なく算出される場合がある



改正後

現経営者の個人債務や葬式費用を自社株式以外から差し引く方法に変更

つまり…

債務の相続があっても株式の納税猶予をフルに活用できる！

④ 事前確認制度の廃止

生支援協議会で事業再生を行った際は、納税猶予額を再計算し、一部を免除する制度が設けられた。

納税猶予の適用を受けるためには、相続開始前に経済産業大臣の確認が必要だったが、この事前確認制度が廃止される。また、相続税等の申告書、継続届出書等に係る添付書類のうち、一部は提出を要しないこととなり、手続きの簡素化が図られた。

⑤ 債務控除方式の変更

納税猶予税額の計算で、後継者が承継する、被相続人の個人債務や葬式費用を納税猶予対象となる自社株式から控除しないことにより、多額の債務を引き継いだとしても納税猶予額が少なくならないようになつた。

相続税の基礎控除縮小や小規模宅地の特例にも注目

ここからは、他に押さえておきたい改正ポイントを解説する。

一つ目は、相続税の基礎控除の縮小。現在の基礎控除額は、500万円に相続人一人あたり10

その他に押さえておきたい改正ポイント①

相続税の基礎控除の縮小

※平成27年
1月より施行

相続税は被相続人の遺産額が相続税の基礎控除額を超える場合に課せられる税金

現行	$5000\text{万円} + \left[\frac{1000\text{万円}}{\times} \right] \text{法定相続人数}$ 4割減 ↓	例: 遺産が1億円で、相続人が3人の場合 基礎控除額8000万円 (5000万円+1000万円×3人) 課税対象額 2000万円	(各種特例を除く)
改正後	$3000\text{万円} + \left[\frac{600\text{万円}}{\times} \right] \text{法定相続人数}$	改正後 基礎控除額4800万円 (3000万円+600万円×3人)	課税対象額 5200万円

その他に押さえておきたい改正ポイント②

居住用宅地等と事業用宅地等の併用適用

※平成27年
1月より施行

小規模宅地の特例…相続した財産のうち事業や居住の用に供されていた宅地がある場合、一定の割合で評価額が減額できる

この特例が平成25年度改正で

限度面積が拡大

特定居住用宅地の限度面積が

$240\text{m}^2 \rightarrow 330\text{m}^2$ に拡大され、事業用宅地 400m^2 と合わせて最大 730m^2 まで適用が受けられる

●小規模宅地等の区分と減額割合

小規模宅地等の区分	限度面積(m^2)	減額割合
特定居住用	$240 \rightarrow 330$	80%
特定事業用	400	80%
特定同族会社事業用		
貸付事業用	200	50%

00万円を加えた金額だが、平成27年1月1日以降の相続分から3000万円に相続人一人あたり600万円を加えた金額になり基礎控除額が4割縮小される。二つ目は、居住用宅地等と事業用宅地等の併用適用だ。

小規模宅地等の特例とは、相続した財産のうち、被相続人等の事業や居住の用に供されていた宅地については、一定の要件のもと、一定の割合が減額される規定のこと。宅地の区分ごとに適用を受ける限度面積が規定されており、居住用と事業用の宅地等がある場合、適用を受けることができるのは、居住用と事業用あわせて最大 400m^2 までとなる。

平成27年1月1日以後の相続からは、特定居住用と特定事業用のそれぞれの区分の限度面積まで適用を受けられ、最大 730m^2 まで小規模宅地等の特例の適用が可能。なお、被相続人等の居住用宅地等が80%減額される特定居住用宅地等について、改正により限度面積が 240m^2 から 330m^2 まで拡大される。